

○久喜市空家等除却補助金交付要綱

令和4年4月28日

告示第223号

(趣旨)

第1条 この告示は、防災、衛生、景観その他の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている空家等又は活用が困難な空家等の除却を促進し、市民の安全で安心な暮らしの実現に寄与するため、市の区域に存する空家等の除却に要する費用に対し、予算の範囲内で久喜市空家等除却補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

2 補助金の交付に関しては、久喜市補助金等の交付に関する規則（平成22年久喜市規則第59号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において「空家等」とは、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「空家法」という。）第2条第1項に規定する空家等をいう。

2 この告示において「特定空家等」とは、空家法第2条第2号に規定する特定空家等をいう。

3 この告示において「不良空家等」とは、住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第2条第4項に規定する不良住宅をいう。

4 この告示において「条件不利空家等」とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）第43条第1項の規定に適合しない敷地、75平方メートル未満の敷地その他単独での活用が困難である敷地に係る空家等であって、隣接地の所有者等が当該隣接地と統合し取得したものをいう。

5 この告示において「所有者等」とは、空家等を所有し、又は管理する者をいう。

(補助対象空家等)

第3条 補助金の交付の対象となる空家等（以下「補助対象空家等」という。）

は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内にある物件であること。
- (2) 住宅（事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねる住宅を含む。）の用に供されており、おおむね1年以上居住又は使用がされていないこと。
- (3) 次のいずれかに該当すること。
 - ア 特定空家等
 - イ 不良空家等であり、市長が特定空家等に準ずると認めたもの
 - ウ 条件不利空家等
- (4) 主たる建築物が木造であること。
- (5) 公共事業による移転、建替え等の補償対象でないこと。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、補助対象空家等の所有者等又は所有者の相続人（包括受遺者を含む。）である個人とする。

2 所有者等又は相続人が複数いるときの補助対象者は、全員の同意を得た代表者とする。ただし、同意を得ることが困難であると市長が認めたときは、当該同意を得ずに補助対象者とすることができるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者とししないものとする。

- (1) 空家法第22条第3項の規定による命令を受けている者
- (2) 市税を滞納している者
- (3) 久喜市暴力団排除条例（平成25年久喜市条例第16号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下単に「暴力団員」という。）

(補助対象事業)

第5条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象空家等の全てを除去し、その土地を更地にする工事を行う事業とする。

2 補助対象事業に係る工事は、市内に本店、支店、営業所等を有する法人又は市内で事業を営む個人（以下「市内事業者」という。）であって、建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1の下欄に掲げる土木工事業、建築工事業又は解体工事業に係る同法第3条第1項の許可又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項の規定による登録を受けたものにより施工されなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、次の事業は、補助対象事業としないものとする。

- (1) 補助金以外の補助を受けている事業
- (2) 施工する市内事業者が、暴力団員である事業
(補助対象経費)

第6条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費のうち、次に掲げるものの合計額（消費税及び地方消費税の額を除く。）とする。

- (1) 主たる建築物の躯体、屋根材、内外装材、建築設備等の解体撤去工事及び当該廃材の処分に係る経費
- (2) 基礎、杭、排水管、桝、電線管、給水管その他の主たる建築物に係る地下埋設物の解体撤去工事及び当該廃材の処分に係る経費
- (3) 塀、門扉、門柱、車庫、カーポート、物置、植栽その他の主たる建築物に附属する工作物の解体撤去工事及び当該廃材の処分に係る経費
- (4) 庭石、簡易に施工された物置その他の土地に定着していない残置物の撤去及び処分に係る経費
- (5) 前各号の解体撤去工事後の当該敷地の埋め戻し及び最低限の整地に係る経費（舗装に係る経費等を除く。）
- (6) 解体撤去工事に必要な仮設工事に係る経費

(7) その他市長が必要と認める経費

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、次の各号に掲げる額のうちいずれか低い額とする。この場合において、算出した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 補助対象経費の5分の4（前条第1項第4号に規定する経費については、補助対象経費の5分の1）に相当する額

(2) 補助対象空家等の延べ床面積に2万7,000円を乗じて得た額

(3) 30万円

(事前診断)

第8条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、補助対象空家等が不良空家等又は条件不利空家等に該当すると判断したときは、第9条第1項の規定による申請の前に、不良空家等（条件不利空家等）の事前診断依頼書（様式第1号。以下「依頼書」という。）を市長に提出し、診断を受けなければならない。

2 不良空家等に該当すると判断した場合の依頼書は、別表に定める評定項目ごとの評点の合計が100以上の場合に限り、提出することができるものとする。

3 依頼書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 補助対象空家等の全部事項証明書又は補助対象空家等の直近の納税通知書及び課税明細書の写し

(2) 不良空家等に該当すると判断した場合にあっては、空家等に係るセルフチェックシート（様式第2号）

(3) その他市長が必要と認める書類

4 市長は、依頼書の提出があったときは、補助対象空家等に該当するかを診断し、不良空家等（条件不利空家等）事前診断結果通知書（様式第3号。以下「事前診断結果通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

(交付申請書の様式等)

第9条 規則第6条第1項の申請書の様式は、空家等除却補助金交付申請書(様式第4号。以下「交付申請書」という。)のとおりとする。

2 規則第6条第2項第3号に規定する市長が定める事項に係る書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象空家等の位置図
 - (2) 補助対象空家等の現況写真
 - (3) 補助対象事業に係る見積書の写し
 - (4) 第4条第2項に規定する代表者にあつては、除却に係る同意書(様式第5号)
 - (5) 補助対象空家等が居住又は使用されていなかった期間がおおむね1年以上であったことを確認できる書類
 - (6) 特定空家等にあつては、久喜市空家等対策の推進に関する特別措置法施行細則(令和3年久喜市規則第76号)第5条に規定する特定空家等に係る改善措置助言・指導通知書の写し
 - (7) 不良空家等又は条件不利空家等にあつては、事前診断結果通知書の写し
 - (8) 補助対象事業の施工者が第5条第2項に規定する事業者であることを証する書類
 - (9) その他市長が必要と認める書類
- (申請の期限)

第10条 補助対象者は、市長が別に定める申請期限までに、交付申請書を市長に提出するものとする。

(交付決定通知書の様式)

第11条 規則第9条第1項に規定する交付決定通知書の様式は、空家等除却補助金交付決定通知書(様式第6号)のとおりとする。

(変更申請書の様式等)

第12条 規則第11条第1項に規定する申請書の様式は、空家等除却補助金交付変更・中止承認申請書(様式第7号)のとおりとする。

2 規則第11条第3項の規定による交付決定の変更又は取消しは、空家等除却補助金交付変更承認・取消決定通知書(様式第8号)により行うものとする。

(実績報告書の様式等)

第13条 規則第13条に規定する実績報告書の様式は、空家等除却補助金実績報告書(様式第9号)のとおりとする。

2 規則第13条に規定する期日は、補助対象事業が完了した日から1か月を経過する日又は第13条に規定する交付決定通知書のあった日の属する会計年度の3月31日のいずれか早い日とする。

3 規則第13条第3号に規定する市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象事業に係る契約書の写し
- (2) 補助対象事業に要した費用の領収書の写し
- (3) 補助対象事業に要した費用についてその経費の内訳を示す書類
- (4) 補助対象事業の完了後の写真
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第14条 規則第14条の規定による補助金の額の確定の通知は、空家等除却補助金額確定通知書(様式第10号)により行うものとする。

(補助金の請求)

第15条 補助対象者は、前項の規定による補助金の額の確定の通知後、補助金の交付を受けようとするときは、空家等除却補助金交付請求書(様式第11号)を市長に提出するものとする。

(書類等の保管)

第16条 規則第20条の規定により整備した書類、帳簿等は、補助金の額の確定の日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(その他)

第17条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和6年3月27日告示第127号)

この告示は、公布の日から施行する。

別表 (第8条関係)

評定区分	評定項目	評定内容	評点
構造一般の程度	基礎	構造耐力上主要な部分である基礎が玉石であるもの	10
		構造耐力上主要な部分である基礎がないもの	20
	外壁	外壁の構造が粗悪なもの(波トタン等)	25
構造の不朽又は破損の程度	基礎、土台、柱又ははり	柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽し、又は破損しているもの等、小修理を要するもの	25
		基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいもの、はりが腐朽し、又は破損しているもの、土台又は柱の数か所に腐朽又は破損があるもの等、大修理を要するもの	50
		基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破損又は変形が著しく崩壊の危険のあるもの	100

	外壁	外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、下地の露出しているもの	1 5
		外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、著しく下地の露出しているもの又は壁体を貫通する穴を生じているもの	2 5
	屋根	屋根ぶき材料の一部に剥落又はずれがあり、雨もりのあるもの	1 5
		屋根ぶき材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板、たる木等が腐朽したもの又は軒のたれ下がったもの	2 5
		屋根が著しく変形したもの	5 0
	防火上又は避難上の構造の程度	外壁	延焼のおそれのある外壁があるもの
延焼のおそれのある外壁の壁面数が3以上あるもの			2 0
屋根		屋根が可燃性材料でふかれているもの	1 0
排水設備	雨水	雨樋がないもの	1 0

備考 一の評定項目につき該当する評定内容が複数ある場合は、該当する評定内容のうち、最も高い評点とする。

様式第1号（第8条関係）

不良空家等（条件不利空家等）の事前診断依頼書

年 月 日

久喜市長 あて

久喜市空家等除却補助金交付要綱第8条第1項の規定により補助対象空家等に該当するか事前診断を依頼します。

診断区分	<input type="checkbox"/> 不良空家等 <input type="checkbox"/> 条件不利空家等		
空家等の所在地	久喜市		
申請者	氏名	フリガナ _____	所有者からみた続柄 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 親 <input type="checkbox"/> その他()
	住所	〒 _____ _____ 電話番号 _____	
用途	<input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅 <input type="checkbox"/> その他()		
階数	階	延床面積	m ²
建築年	年 月	空家になった時期	年 月
現在の状況	(例：雨漏りがする、床が落ちている など)		
空家等に係るセルフチェックシート（様式第2号）の評点の合計			点

同意欄

私は、久喜市職員が事前診断を行うに当たり、当該空家の敷地へ立ち入ることについて同意します。

土地所有者 氏名（自署） _____

様式第2号(第8条関係)

空家等に係るセルフチェックシート

申請者の氏名

空家等の所在地

評定区分	評定項目	評定内容	評点	評点結果
構造一般の程度	(1)基礎	ア 構造耐力上主要な部分である基礎が玉石であるもの	10	
		イ 構造耐力上主要な部分である基礎がないもの	20	
	(2)外壁	外壁の構造が粗悪なもの(波トタンなど)	25	
構造の腐朽又は破損の程度	(3)基礎、土台、柱又ははり	ア 柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽し、又は破損しているもの等、小修理を要するもの	25	
		イ 基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいもの、はりが腐朽し、又は破損しているもの、土台又は柱の数か所に腐朽又は破損があるもの等、大修理を要するもの	50	
		ウ 基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破損又は変形が著しく崩壊の危険のあるもの	100	
	(4)外壁	ア 外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、下地の露出しているもの	15	
		イ 外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、著しく下地の露出しているもの又は壁体を貫通する穴を生じているもの	25	
	(5)屋根	ア 屋根ぶき材料の一部に剥落又はずれがあり、雨もりのあるもの	15	
		イ 屋根ぶき材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板、たる木等が腐朽したもの又は軒のたれ下がったもの	25	
		ウ 屋根が著しく変形したもの	50	
	防火上又は避難上の構造の程度	(6)外壁	ア 延焼のおそれのある外壁があるもの	10
イ 延焼のおそれのある外壁の壁面数が3以上あるもの			20	
	(7)屋根	屋根が可燃性材料でふかれているもの	10	
排水設備	(8)雨水	雨樋がないもの	10	

評点の合計

点

備考 一評定項目につき評定内容が複数該当する場合は、該当する評定内容のうち、最も高い評点としてください。

様式第3号（第8条関係）

不良空家等（条件不利空家等）事前診断結果通知書

久 第 号
年 月 日

様

久喜市長 印

年 月 日付けで依頼があった診断の結果につきまして、久喜市空家等除却補助金交付要綱第8条第4項の規定により下記のとおり通知します。

記

区 分	<input type="checkbox"/> 不良空家等 <input type="checkbox"/> 条件不利空家等
空家等の所在地	
調査日時	年 月 日 午前・午後 時 分
診断結果	1 上記区分の補助対象空家等に該当します。 2 上記区分の補助対象空家等に該当しません。 (理由)

(注)

- 1 補助金の交付を受けたい場合は、久喜市空家等除却補助金交付要綱の規定による手続が必要です。
- 2 補助金の交付は、予算の範囲内で行います。この通知書は、交付決定を確約するものではありません。

様式第4号（第9条関係）

空家等除却補助金交付申請書

年 月 日

久喜市長 あて

住所
申請者 氏名
電話番号

久喜市空家等除却補助金の交付を受けたいので、久喜市補助金等の交付に関する規則第6条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

所在地	久喜市		
区分	<input type="checkbox"/> 特定空家等 <input type="checkbox"/> 不良空家等 <input type="checkbox"/> 条件不利空家等		
特定空家等改善措置通知書番号	年 月 日 久 第 号	事前診断結果 通知書番号	年 月 日 久 第 号
施工事業者	住所	工事 予定 期間	年 月 日
	会社名		～
	電話番号		年 月 日
補助対象費用	円		
補助金申請額	円		

・補助対象の要件の確認及び調査等の同意

申請者、補助対象事業等は、次の要件を満たします。また、この要件の確認のために、市が調査又は公簿等を閲覧することに同意します。（確認し、チェックしてください。）

- 申請者は、空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第3項の規定による命令を受けている者でないこと。
- 申請者は、市税を滞納していないこと。
- 申請者及び施行する事業者は、久喜市暴力団排除条例第2条第2号の暴力団員でないこと。
- 申請する補助対象空家等について国又は地方公共団体等から他の補助金の交付を受けていないこと。

・誓約事項

申請に当たり、次の事項を誓約します。（確認し、チェックしてください。）

- 除却した後の土地は、周辺に悪影響を及ぼさないよう適切に管理すること。
- 条件不利空家等にあつては、除却後の土地を所有者等が自らの居住等の用に供し、10年以上管理すること。

・添付書類

- 位置図 現況写真 見積書の写し 除却に係る同意書（様式第5号）
- 居住又は使用されていない期間が分かる書類 特定空家等に係る改善措置助言・指導通知書の写し
- 施工事業者が第5条第2項に規定する事業者であることを証する書類
- 事前診断結果通知書の写し 市長が必要と認める書類

様式第5号（第9条関係）

除却に係る同意書

年 月 日

久喜市長 あて

住 所

同意者 氏 名

電話番号

私は、下記の申請者が、私が（所有・相続）する土地に存する建築物等の全てを除却・撤去し、更地にすることに同意します。

また、除却に伴い問題が生じた場合は、申請者と協議の上、解決することに同意します。

記

1 所在地 久喜市

2 申請者

住所	
氏名	
電話番号	

3 申請者との関係

該当する欄に○をつけ、その他の場合は括弧内に関係を記入すること。

	建築物の共有者
	建築物の所有者以外の権利者
	建築物が所在する土地の所有者
	その他（ ）

様式第6号（第11条関係）

空家等除却補助金交付決定通知書

久 第 号
年 月 日

様

久喜市長



年 月 日付けで申請のあった久喜市空家等除却補助金について、久喜市補助金等の交付に関する規則第7条第1項の規定により下記のとおり交付することに決定しましたので、同規則第9条第1項の規定により通知します。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 空家等の所在地 久喜市
- 3 交付条件
 - (1) 補助対象事業の内容を変更する場合は、市長の承認を得ること。
 - (2) 補助対象事業を中止する場合は、市長の承認を得ること。
 - (3) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合や補助対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し指示を受けること。

様式第7号（第12条関係）

空家等除却補助金交付変更・中止承認申請書

年 月 日

久喜市長 あて

住 所
申請者 氏 名
電話番号

年 月 日付け久 第 号で交付決定を受けた久喜市空家等除却補助金について、下記のとおり変更・中止したいので、久喜市補助金等の交付に関する規則第11条第1項の規定により下記のとおり申請します。

記

所在地	久喜市
変更・中止の区分	変更・中止
補助対象費用 (変更後)	円
補助金申請額 (変更後)	円
変更又は中止の理由	
変更内容	

様式第8号（第12条関係）

空家等除却補助金交付変更承認・取消決定通知書

久 第 号
年 月 日

様

久喜市長



年 月 日付けで変更・中止承認申請があった久喜市空家等除却補助金について、久喜市補助金等の交付に関する規則第11条第3項の規定により下記のとおり（承認する・取り消す）ことに決定しましたので、通知します。

記

（変更の場合）

1 変更後の交付決定額 金 円

2 所在地

（取消の場合）

所在地

様式第9号（第13条関係）

空家等除却補助金実績報告書

年 月 日

久喜市長 あて

住 所

氏 名

電話番号

年 月 日付け久 第 号で交付決定の通知を受けた久喜市空家等除却補助金について、事業が完了したので久喜市補助金等の交付に関する規則第13条の規定により、関係書類を添えてその実績について下記のとおり報告します。

記

所在地	久喜市
交付決定額	金 円
工事費用	金 円
工事実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日

添付書類

- 1 補助対象事業に係る契約書の写し
- 2 補助対象事業に要した費用の領収書の写し
- 3 補助対象事業に要した費用についてその経費の内訳を示す書類
- 4 補助対象事業の完了後の写真
- 5 その他市長が必要と認める書類

様式第10号（第14条関係）

空家等除却補助金額確定通知書

久 第 号
年 月 日

様

久喜市長



年 月 日付けで実績報告のありました久喜市空家等除却補助金について、下記のとおり補助金の額を確定しましたので、久喜市補助金等の交付に関する規則第14条の規定により通知します。

記

- | | | | |
|---|-------|---|---|
| 1 | 交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 交付確定額 | 金 | 円 |

様式第11号（第15条関係）

空家等除却補助金交付請求書

年 月 日

久喜市長 あて

住 所

氏 名 ㊟

電話番号

年 月 日付け久 第 号で補助金の額の確定通知を受け
ました久喜市空家等除却補助金について、下記のとおり請求します。

記

1 交付請求額 金 _____ 円

2 振込先

取扱金融機関名	銀行 信用金庫 農協						支店
口座種類・番号	普通・当座						
ふりがな							
口座名義人							

様式第1号 (第8条関係)

様式第2号 (第8条関係)

様式第3号 (第8条関係)

様式第4号 (第9条関係)

様式第5号 (第9条関係)

様式第6号 (第11条関係)

様式第7号 (第12条関係)

様式第8号 (第12条関係)

様式第9号 (第13条関係)

様式第10号 (第14条関係)

様式第11号 (第15条関係)